

令和6年12月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	西山田 (西山田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業用機械の維持、後継者不足や高齢化による労働力の確保が困難なことから、増々、農地の出し手が増えることが考えられる。集落内の農地は原則として、農地中間管理機構を通じて地域の担い手に貸し付け、集約化を図ることにしている。そのうえで、保全管理など可能な限り農地所有者が自ら行うことで農地を守っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中間管理機構を通じて集積、集約された農地で水稻、麦、大豆のブロックローテーションができています。今後は後継者の育成、労働生産性を向上させるためスマート農業機器の導入、及び基盤整備事業などを検討し遊休農地化を防いでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業の担い手・後継者への農用地の集約化を念頭に、農地集積を進めていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地の大半については、中間管理機構を通じた貸借を行っている。規模縮小や離農の意向がある場合は同意が得られる範囲で、担い手の経営意向を踏まえつつ農地中間管理機構へ貸付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業済みであるが、今後、農作業の効率化を図ることを目的にスマート農業の導入などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手への集積・集約を中心としつつ、今後の社会情勢を鑑みながら、対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在の担い手への集積・集約を中心としつつ、今後の社会情勢を鑑みながら、対応していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】					
③効率的な農作業を目指しスマート農業の活用を検討する。					